

京王パスポート DC カード会員特約

2014 年 8 月改定

第 1 条 (カードの名称および入会の方法)

1. 本特約に定めるカードは、株式会社京王パスポートクラブ（以下「京王パスポートクラブ」といいます。）と三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）が提携して発行するもので、カードの名称は「京王パスポート DC カード（以下「本カード」といいます。）」と称します。
2. 入会申込者は、本特約および DC 個人会員規約を承認のうえ、京王パスポートクラブを通じて三菱 UFJ ニコスに申し込むものとします。
3. 本カードの会員（以下「会員」といいます。）は、京王パスポートクラブおよび三菱 UFJ ニコス（以下「両社」といいます。）が本人会員または家族会員として入会を認めた者とし、本特約に基づく資格（以下「本カード会員資格」といいます。）と三菱 UFJ ニコスの会員資格（以下「三菱 UFJ ニコス会員資格」といいます。）を有するものとします。
4. 三菱 UFJ ニコスは、会員に対し本カードを発行し、貸与します。

第 2 条 (特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱 UFJ ニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱 UFJ ニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、京王パスポートクラブが提供する特典およびサービスを受ける場合、京王パスポートクラブ所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 3 条 (京王パスポートクラブ加盟店での利用)

京王パスポートクラブの指定する加盟店（以下「京王パスポートクラブ加盟店」といいます。）でカードを提示し、所定の売上票等に本カード裏面と同一の自己の署名を行うことにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。ただし会員が京王パスポートクラブ加盟店の取扱う通信販売、電話予約販売等のサービスを利用する場合には、本カードの提示と売上票への署名を省略する等京王パスポートクラブ加盟店の指定する方法によるものとします。

第 4 条 (京王パスポートクラブ加盟店でのご利用代金の決済方法)

1. 京王パスポートクラブ加盟店でのご利用代金は、京王パスポートクラブが一旦京王パスポートクラブ加盟店に立替払を行い、その後三菱 UFJ ニコスが京王パスポートクラブに立替払することを会員はあらかじめ承認するものとします。
2. 京王パスポートクラブ加盟店でのご利用代金は、DC 個人会員規約第 7 条に従い、三菱 UFJ ニコスにお支払いいただくものとします。
3. 第 1 項および第 2 項の取扱は将来変更することがあります。

第 5 条 (年会費)

本カードの年会費は初年度無料とし、次年度以降は本人会員・家族会員ともに 239 円（税別）とします。

第 6 条 (会員資格の喪失)

1. 両社は、会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有するものとして不適格と判断した場合は、何らかの催告を要せず本カード会員資格を喪失させることができるものとします。
 - (1) 会員が DC 個人会員規約の定める内容に基づき、三菱 UFJ ニコス会員資格を喪失した場合
 - (2) 会員が京王パスポートクラブの特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があった場合
2. 会員が本カード会員資格を喪失した場合、京王パスポートクラブから提供される特典、サービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。

3. 会員が本カード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
4. 京王パスポートクラブまたは三菱UFJニコスが、本カードの返還を求めた場合、会員が返還を求められた本カードすべてを直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第7条（会員情報の提供と利用の同意）

1. 会員および入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、三菱UFJニコスと京王パスポートクラブが個人情報を提供し利用することに同意します。

(1) 三菱UFJニコスが京王パスポートクラブに対し、提供する情報と利用目的

①提供する情報：

- イ. 入会申込書および入会後に提出した届出書等の記載事項
- ロ. 入会の事実および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実（理由を除く）
- ハ. 本カード会員番号
- ニ. 本カードの利用情報（信用情報を除く）

②利用目的：

- イ. 京王パスポートクラブ所定の本カードの基本的な機能や付帯サービスを提供するため
- ロ. 会員のカード利用状況分析を行い、京王パスポートクラブが、京王パスポートクラブ、京王グループ各社および関連企業の優遇サービス提供を行うため
- ハ. 京王パスポートクラブ、京王グループ各社、関連企業および京王パスポートクラブ加盟店の営業に関するご案内を行うため。ただし、会員が当該案内について中止を申し出た場合、京王パスポートクラブは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は京王パスポートクラブが指定した下記に定める窓口連絡するものとします。）

(2) 京王パスポートクラブが三菱UFJニコスに対し、提供する情報と利用目的

①提供する情報：

- イ. 京王パスポートクラブ所定の本カードに付帯する会員向け特典およびサービス・販売の利用情報
- ロ. 会員が京王パスポートクラブに届け出た住所などの属性変更情報

②利用目的：

- イ. 三菱UFJニコス所定の本カードに付帯する会員向けサービスの提供
- ロ. クレジット関連事業における市場調査・商品開発
- ハ. 三菱UFJニコスの会員管理

(3) 両社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該業務委託先に提供すること。

2. 両社は、会員等情報の相互の提供と利用については個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。
3. 会員は、京王パスポートクラブに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することが出来ます（開示の窓口は下記に定める窓口請求するものとします）。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、京王パスポートクラブはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。なお、京王パスポートクラブでは、個人情報保護の徹底を推進する管理者として個人情報管理責任者を設置しております。

第8条（本特約の改定など）

1. 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員は、その改定を承認したものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、DC個人会員規約が適用されるものとし、本特約とDC個人会員規約の間で抵触のある場合には、本特約が優先されるものとします。

<京王パスポートクラブ窓口>

本特約に関するお問い合わせ・ご相談、個人情報の開示・訂正・削除などの個人情報に関するお問い合わせ窓口
株式会社京王パスポートクラブ コールセンター
〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-2-2
電話 03-3375-5550 (代表)

<三菱UFJ ニコス窓口>

三菱UFJ ニコスの個人情報に関するお問い合わせ窓口については、DC 個人会員規約にて掲載しております。

京王パスポート DC カード PASMO 特約

2007 年 4 月改定

株式会社京王パスポートクラブと三菱UFJ ニコス株式会社（以下「三菱UFJ ニコス」といいます。）との提携により発行するクレジットカード（以下「京王カード」といいます。）を所持する本人会員および家族会員が株式会社パスモ（以下「パスモ」といいます。）および三菱UFJ ニコスにオートチャージサービスに係る利用代金の決済手段として京王カードの登録を希望する場合、パスモからの業務受託に基づき三菱UFJ ニコスがオートチャージサービスをお申し込みになられた会員の以下の個人情報を保護措置を講じたうえで、パスモに提供し、パスモが以下の利用目的で利用することに同意します。

[利用目的]

- ①オートチャージ PASMO 及びオートチャージ PASMO に関する通知・案内の送付（家族カードを含む）
- ②家族会員のオートチャージ PASMO への登録および PASMO 取扱規則、オートチャージサービス取扱規則に定める利用目的
- ③オートチャージサービスに係る利用代金の決済

[提供・利用する個人情報]

- ①上記①を利用目的とする場合：本人会員の住所
- ②上記②を利用目的とする場合：本人会員の電話番号
- ③上記③を利用目的とする場合：オートチャージをお申し込みになられた会員のカード番号及びカードの有効期限